

平成27年9月定例会 提出議案の概要について

○ 条例案	6件
●名古屋市有料自転車駐車場条例の制定について	緑政土木局
<p>有料自転車駐車場について、効率的な管理・運営及び市民サービスの向上を図ることを目的とし、地方自治法及び道路法の規定に基づき公の施設とし、あわせて利用料金制を採用した指定管理者制を導入するための規定を整備するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行期日 平成28年10月1日 (ただし、指定管理者の指定の手続き等については、施行日前においても行うことができる。) 	
●名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について	市民経済局
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、規定を整備するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用語に関する規定を整備 ・ 調査、特定空家等に対する措置に関する規定を整備 ・ 名古屋市空家等対策審議会条例について引用条文を改正 等 ・ 施行期日 平成27年11月1日 	
●名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会条例の制定について	上下水道局
<p>下水道事業管理者の附属機関として、名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会を設置するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行期日 公布の日 	
●名古屋市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部改正について	防災危機管理局
<p>水防法の一部改正に伴い規定を整理するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引用条項の整理 「第15条第1項第3号ハ」→「第15条第1項第4号ハ」 ・ 施行期日 公布の日 	
●名古屋市営住宅条例の一部改正について	住宅都市局
<p>福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引用条項の移動 ・ 施行期日 公布の日 	

●火災予防条例の一部改正について	消 防 局
<p>消防法施行令等の一部改正に伴い、規定を整備するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院並びに患者を入院させるための施設を有する診療所及び助産所における消火器の設置に関する規定の整備 ・小規模特定用途複合防火対象物における自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機の設置に関する規定の整備 	

○ 補正予算	1 件
●平成 27 年度名古屋市一般会計補正予算（第 1 号）	財 政 局
補正後の額	1, 072, 294, 000 千円
補 正 額	38, 000 千円

○ 一般案件	9 件
●財産の取得について	健康福祉局
<p>災害救助用備蓄物資として、毛布を取得するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産の表示 毛布 93, 600枚 ・買入金額 135, 761, 184円 ・買入れの相手方 シキボウ株式会社 	
●契約の一部変更について	住宅都市局
<p>椿町線こ道橋（仮称）新設工事の請負契約について、契約金額及び完成予定期日を変更するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事名 椿町線こ道橋（仮称）新設工事の請負契約 （平成 22 年 6 月 29 日議決 平成 22 年第 112 号） ・契約金額 8, 463, 000, 000 円 ⇒ 8, 754, 600, 000 円 ・完成予定期日 平成 28 年 12 月 31 日 ⇒ 平成 29 年 6 月 30 日 	

●指定管理者の指定について	市民経済局
<p>名古屋市コミュニティセンター（矢田、星崎）の指定管理者を指定するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の相手方 矢田コミュニティセンター：矢田学区連絡協議会 星崎コミュニティセンター：星崎学区連絡協議会 ・指定の期間 施設の供用開始日から平成30年3月31日まで 	
●都市公園を設置すべき区域の変更について	緑政土木局
<p>都市公園法第33条の規定により「都市公園を設置すべき区域」を定めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和橋公園及び細根公園の区域を変更 	
●市道路線の認定及び廃止について	緑政土木局
<p>下之一色南部第1号線始め34路線を市道として認定し、下之一色町第21号線始め20路線の一部又は全部を廃止するもの。</p>	
●公の施設の区域外設置について	交通局
<p>大府市内にバス停留所を設置している本市バス路線について、大府市民との間に利用関係を生じているため、同市と協議するもの</p>	
●公の施設の区域外設置について	交通局
<p>長久手市内にバス停留所を設置している本市バス路線について、長久手市民との間に利用関係を生じているため、同市と協議するもの</p>	
●公の施設の区域外設置について	交通局
<p>豊山町内にバス停留所を設置している本市バス路線について、同町民との間に利用関係を生じているため、同町と協議するもの</p>	
●公の施設の区域外設置について	交通局
<p>大治町内にバス停留所を設置している本市バス路線について、同町民との間に利用関係を生じているため、同町と協議するもの</p>	

